



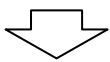
1. 事業概要

行政区やNPO及びボランティアなどをはじめとする市民活動団体が、主体的に取り組む地域福祉の増進を目的とする活動に要する費用を赤い羽根共同募金配分金及び社協会費から助成することにより積極的に取り組む団体の活動支援を図るとともに、多くの市民に赤い羽根共同募金活動や社協事業の周知を行うために実施いたします。

2. 事業の進め方及びスケジュール

事業の検討

・・・各団体で事業の実施方法・スケジュール等を検討します。



※事業説明会を下記の日程で行いますので、応募予定している団体等は、ご参加ください。

日時：6月13日（木）18時30分～

場所：南城市老人福祉センター（佐敷）

提案書の提出

・・・検討した事業を提案書にまとめ社協へ提出します。

◎基本、受付順が審査会の順番になります。

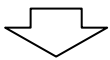
募集期間：6月3日（月）～ 6月28日（金）午後5時まで ※期日厳守



審査会
ヒアリング

・・・7月18日（木）予定

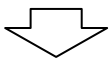
提案書を審査会でヒアリングをとおして審査します。



審査発表
採択書交付式

・・・採択された団体は、交付式で説明を受けます。

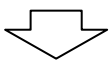
7月下旬～8月上旬 予定



事業実施

・・・事業の取り組みを行ってまいります。

令和2年3月6日（金）事業終了



成果報告

・・・終了後は、実績報告書を提出していただきます。

令和2年3月13日（金）締切

3. 提案できる事業の要件

市民活動団体が自主的・主体的に企画実施する地域福祉事業で、市民の福祉向上又は公益上必要と認められ、以下の要件を満たすもの。

(提案事業の内容によっては、行政機関への申請や調整が必要になる場合がありますので、申請者でご確認ください。)

- ① 地域課題の解決を図る事業であること。
- ② 地域力の活性化を図る事業であること。
- ③ 同一事業について、補助金等を受けていないこと。(国、県、市、民間補助等)
- ④ 令和2年3月6日までに完了する事業であること。

ただし、営利を目的とする事業や地域住民の交流会、親睦会的な事業、公序良俗に反する事業、団体の経常的な運営に係る経費は対象となりません。

4. 提案できる団体の要件

自主的・主体的に事業を企画し実施する団体で、以下の要件を満たすもの。
ただし、営利を目的とする団体、政治団体、宗教団体は対象となりません。また、**審査会（ヒアリング）に参加できる団体**とします。

- ① 活動拠点が市内にあり、市内に在住、在勤又は在学する5人以上の団体。
【未成年のみで団体を構成する場合は、保護者・学校の先生が代表者として参画してください。】
- ② 福祉団体やボランティア活動団体等においては、概ね月1回以上の継続的な活動が行われていること、又は見込まれること。
- ③ 自治会内の老人会や青年会等が申込みを行う場合は、自治会長の推薦が必要になります。また、学校に属する団体等が申込みを行う場合は、学校長の推薦が必要です。同じ地域や同じ学校に属する複数団体の申請はできません。
- ④ 平成29年度・30年度に本事業の採択を受けた団体については、今年度は申請することができません。

5. 助成金の交付額

- ①自治会（推薦団体含む） 市全域を対象とする団体 25万円上限
 - ②テーマ又は対象者別で活動するボランティア・団体等 15万円上限
- 但し、事業収入（参加料・売上、協賛金等）がある場合は、支出総額から差引いた額を事業費とします。又、事業内容に応じて交付額の調整をさせていただく場合があります。

6. 交付回数の制限など

助成金は、1団体1事業のみとします。

※基本的には精算払い【後払い】ですが、助成金の交付決定額の10分の8以内の額（千円未満の端数切り捨て）を概算払い【先払い】することができます。

7. 選考審査

選考については、社協より選任された審査員が提案書を審査します。審査会で優先順位を付し、社協会長は予算の範囲内で交付対象事業を決定します。また、その際に提案事業に条件を付す場合があります。

8. 審査基準

審査基準は以下のとおりです。

① 事業の必要性

- ア. 地域の課題（困っていること）が明確にされていて、その課題解決のための事業になっているか。
- イ. 地域福祉の主体は住民です。事業の対象者や担い手など、新たな活動の展開や取組、新たな付加価値を生み出すことが期待できるか。
- ウ. 時代の要求、社会状況、市民ニーズなどを適正に捉え、緊急性があるか。

② 事業の先駆性・専門性・創造性等

- ア. 事業の内容、手法に先駆性、専門性、創意工夫があり新たな事業展開が期待できるか。
- イ. 他の団体等への波及効果が期待できる事業か。

③ 地域力の底上げ

- ア. 事業の取り組みにあたって、広く地域住民へ周知し、継続的な活動が期待できるか。
- イ. 多くの支援者や理解者の協力を得るなど、新たな活動者の発掘等、住民の関心を集め、今後の活動の展開も含め期待できるか。（住民参加の促進、人が人を呼ぶ）

④ その他

- ア. 以前に本事業の採択を受けたことがあるか。
- イ. 繰越金と自己負担額の割合はどうか。
- ウ. 赤い羽根共同募金運動や社協会員会費へのこれまでの協力と、これからの積極的な協力をいただくことができるか。

9. 提出書類

① 提出書類

- ア. 提案書（様式第1号）
- イ. 提案事業計画及び事業収支予算書（様式第2号）
- ウ. 団体概要書（様式第3号）
- エ. 会員名簿（自治会の場合は、役員名簿のみ）
- オ. 規約又は会則
- カ. 団体収支（前年度決算）報告書
- キ. その他社協会長が必要と認めるもの
（修理、改修などの場合は、状況がわかる写真や見積書）

② 要綱・様式・・・インターネットよりダウンロードできます。

<http://www.nanjo-shakyo.com>（南城市社協ホームページ）

③ 問合せ・提出先：南城市社会福祉協議会（南城市役所 1階 東側）

〒901-1412 南城市佐敷字新里 1870 番地

TEL：098-917-5692 FAX：098-917-5694

提出期限：令和元年6月28日（金）午後5時まで 《必着》

10. その他留意事項

① 提案書の書き方

- ・募集要綱をよく読み、所定の提案用紙をご使用ください。
- ・手書きで提出する場合は、黒のペン又はボールペンで記入してください。
（鉛筆書き、消えるボールペン等は不可）
- ・パソコンなどで作成し、提出する場合は、誤字脱字、文字の見切れ等に注意してください。
【社協ホームページより様式のダウンロードができます。】



本事業は、赤い羽根共同募金配分金及び社協会費で実施されています。

